

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月21日
【事業年度】	第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社シンプレクス・テクノロジー
【英訳名】	Simplex Technology, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 英樹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋1丁目4番1号
【電話番号】	03（3278）6750
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーショングループ 執行役員 澤田 正憲
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋1丁目4番1号
【電話番号】	03（3278）6750
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーショングループ 執行役員 澤田 正憲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月18日に提出いたしました第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項が有りましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

【訂正箇所】

訂正箇所は __（下線）を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

（利益配分に関する基本方針）

当社グループは株主への利益還元を経営の重要な課題と位置づけており、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

創業から第7期まで当社は配当を実施していませんでしたが、東証上場企業として相応しい配当方針と内部留保の金額を勘案した結果、第8期より配当を開始するに至りました。当分の間、配当性向を10～15%と定め、完全業績連動型の配当とします。業績連動型の配当とすることで会社の利益拡大に伴って増配を進め、株主が利益拡大のメリットを享受できるようにいたします。

内部留保金につきましては、経営環境の変化や技術革新のスピードに対応すべく、新規サービス事業及び新技術の検証等の研究開発を中心として、企業経営のスピードアップのために有効投資してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。ただし、現在は業績の安定性等を勘案して中間配当を実施していません。

平成19年3月期の配当につきましては、平成19年6月17日の定時株主総会決議により、1株当たり160円の配当金（対前期比33%増、前期は120円）としております。また、配当金の総額は93,943千円です。

<省略>

（訂正後）

（利益配分に関する基本方針）

当社グループは株主への利益還元を経営の重要な課題と位置づけており、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

創業から第7期まで当社は配当を実施していませんでしたが、東証上場企業として相応しい配当方針と内部留保の金額を勘案した結果、第8期より配当を開始するに至りました。当分の間、配当性向を10～15%と定め、完全業績連動型の配当とします。業績連動型の配当とすることで会社の利益拡大に伴って増配を進め、株主が利益拡大のメリットを享受できるようにいたします。

内部留保金につきましては、経営環境の変化や技術革新のスピードに対応すべく、新規サービス事業及び新技術の検証等の研究開発を中心として、企業経営のスピードアップのために有効投資してまいります。

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款にて定めております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。ただし、現在は業績の安定性等を勘案して中間配当を実施していません。

平成19年3月期の配当につきましては、平成19年6月17日の定時株主総会決議により、1株当たり160円の配当金（対前期比33%増、前期は120円）としております。また、配当金の総額は93,943千円です。

<省略>